

新型コロナウイルス感染症対策関連事業 評価シート

1. 事業名	子育て応援給付金支給事業				
2. 担当部署	市民生活部	担当課等	子育て支援課		
3. 事業の概要	令和2年4月分（児童の年齢到達又は死亡により令和2年3月分の支給を受けた方を含む）の児童手当を受給する世帯に対して、対象児童1人につき10千円を支給する。ただし、所得制限超過により特例給付となっている世帯を除く。				
4. 事業の目的	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校の臨時休業や保育所の登園自粛等により、在宅児童・生徒に係る食費等で子育て世帯の経済的負担が大きくなっていることを踏まえ、児童手当を受給する世帯に対し給付金を支給し、子育て世帯の生活を支援するもの				
5. 事業対象	児童手当受給者				
6. 年度末状態	年度内完了				
7. 事業費	91,833千円	執行額	91,806千円	執行率	99.97%
8. 事業評価	効果があった				
9. 事業評価理由	<p>対象者5,700人、対象児童9,250人を見込み給付金92,500千円を予算計上したが、支給対象者は5,278人、支給対象児童は9,085人、支給額は90,850千円となった。</p> <p>低所得者層に限定せずに中間所得者層も含め、児童手当受給世帯5,278世帯に支給し、子育て世帯の経済的負担を軽減し生活の支援を図った。</p>				
10. 事業課題	児童手当受給者のうち一般分については、対象者を把握していることから申請が不要で8月上旬に支給を完了することができたが、所属庁から支給されている公務員分については、所属庁から証明を受けて申請する必要があったことから時間を要し、12月上旬の支給完了となった。				
11. 課題の要因	児童手当法における児童手当の認定権者は、一般分については市町村長、公務員分については所属庁の長であり、申請を不要とすることができなかったため。				
12. 令和3年度の方向	令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金による国庫補助事業【補助率10/10】により子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）を実施するため、市単独事業については事業終了とする。				